

議第110号

専決処分の承認を求めることについて

上記の議案を提出する。

平成30年11月29日

近江八幡市長 小 西 理

専決処分の承認を求めることについて

次の事件については、緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

記

平成30年度近江八幡市一般会計補正予算（第4号）

平成30年度近江八幡市一般会計補正予算（第4号）

次のとおり平成30年度近江八幡市一般会計補正予算（第4号）を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、専決処分する。

平成30年10月9日

近江八幡市長 小 西 理

平成30年度 近江八幡市一般会計補正予算（第4号）

平成30年度近江八幡市の一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 136,505 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 37,901,749 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
17 繰入金		3,740,854	136,505	3,877,359
	2 基金繰入金	3,740,854	136,505	3,877,359
歳 入	合 計	37,765,244	136,505	37,901,749

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費		8,664,636	27,912	8,692,548
	1 総務管理費	8,044,223	27,912	8,072,135
3 民生費		13,975,492	3,563	13,979,055
	1 社会福祉費	5,901,804	1,379	5,903,183
	2 児童福祉費	6,729,787	2,184	6,731,971
4 衛生費		3,426,944	579	3,427,523
	1 保健衛生費	2,017,729	22	2,017,751
	2 清掃費	1,409,215	557	1,409,772
6 農林水産業費		696,612	2,395	699,007
	1 農業費	667,649	2,395	670,044
8 土木費		3,494,336	28,682	3,523,018
	2 道路橋りょう費	614,494	8,882	623,376
	3 河川費	130,300	5,226	135,526
	4 都市計画費	2,320,383	3,574	2,323,957
	5 住宅費	397,966	11,000	408,966
9 消防費		878,806	1,616	880,422
	1 消防費	878,806	1,616	880,422
10 教育費		3,606,423	71,758	3,678,181
	1 教育総務費	348,295	498	348,793
	2 小学校費	1,433,506	4,904	1,438,410
	3 中学校費	140,006	2,657	142,663
	4 幼稚園費	562,545	3,667	566,212
	5 社会教育費	559,977	49,007	608,984
	6 保健体育費	562,094	11,025	573,119
歳 出	合 計	37,765,244	136,505	37,901,749

提案理由

平成30年9月4日に本市付近を通過した台風21号により発生した市内各施設、インフラ等の被害に対応する経費として、総務費、民生費、衛生費、農林水産業費、土木費、消防費及び教育費において、需用費、工事請負費等を追加し、これらの財源については、繰入金を充当したものである。

以上専決事件（予算1件）について、緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がなかったため、議会の承認を得たく本議案を提出するものである。